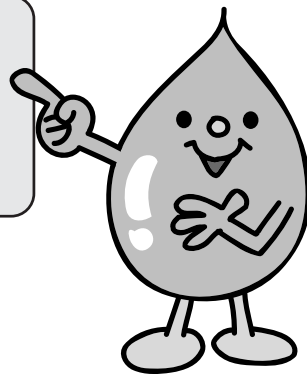


# 皆野・長瀬上下水道組合 からのお知らせ



7月1日に正副管理者が替わりました。

管理者 石木戸 道也 (皆野町長)

副管理者 大澤 芳夫 (長瀬町長)

水道の検針にご協力を！

検針員が2ヶ月に1度、皆さんのお宅を訪問して水道メーターの検針を行っています。皆さんが使われた水量を正確に検針することは、料金の算定に係わる大切なことですので、ご協力をお願いします。

- ・メーターボックスの上には、物を置かないで下さい。
- ・犬は、メーターボックスから離してつないで下さい。
- ・メーターボックスの中および付近はいつも清潔な状態にしてください。
- ・検針票を入れることのできる郵便受けなどを常設しておいて下さい。

問合せ 皆野・長瀬上下水道組合

☎62-0554

## 国民健康保険・後期高齢者医療保険

### 入院時一部負担金の限度額適用と食事代の減額

国民健康保険の被保険者・高齢受給者または後期高齢者医療の被保険者で住民税非課税世帯の方は、入院の際にあらかじめ申請により交付を受けた「認定証」を提示することにより、入院時一部負担金の限度額適用を受けたり、食事代の自己負担額を減額することができます。

申請に必要なもの

- 保険証
- 高齢受給者証(該当者のみ)
- 印鑑
- 認定証  
(有効期限:平成22年7月31日  
までのものをお持ちの方)

	対 象	内 容
	後期高齢者医療で 住民税非課税世帯の方	一部負担金の限度額適用と 入院時の食事代自己負担額の減額
国民 健康 保 険	被保険者で 住民税非課税世帯の方	一部負担金の限度額適用と 入院時の食事代自己負担額の減額
	被保険者(70歳未満)で 住民税課税世帯の方	一部負担金の限度額適用

現在、認定証をお持ちの方も、更新を希望する場合は新たに申請が必要となります。  
また、所得の申告がお済みでない場合は交付できません。  
世帯員の異動があった方は該当しなくなる場合があります。

問合せ 町民生活課保険年金担当

☎62-1232



## カーニバル

日 時 8月13日(金) 午後5時~  
場 所 おまつり広場

内 容 チビッツますつかみ捕り、コンサート、ゲーム大会、  
秩父音頭自由参加、大抽選会ほか

問合せ 商工会

☎62-1311

8月  
13日  
(金)

